

3. 要介護認定の手順

介護保険のサービスを利用するには、はじめに要支援・要介護の認定を受けることが必要です。その後、ケアプランを作成し介護サービスの利用が開始となります。

相談

生活の困りごとや介護保険サービス等を利用したい場合、まずは市の窓口（各支所含む）や地域包括支援センターに相談します。

認定の申請 ※ 1

明らかに介護や支援が必要な方
市の窓口（各支所含む）で申請します。

※ 1 認定の申請時に必要な持ちもの

- ・ 要介護・要支援認定申請書
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）
- ・ 個人番号（マイナンバーカード）
- ・ 本人や代理人の身元の確認できる書類（詳細は市の窓口まで）

認定調査・主治医意見書

市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況などについて調査をします。また、本人の主治医に心身についての意見書を作成してもらいます。

審査・判定

訪問調査の結果によるコンピュータ判定（一次判定）と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、要介護状態区分を判定します。

認定・通知 ※ 2

「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当（自立）」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。

非該当（自立）

要支援 1・2

介護予防サービス等を利用することで生活機能が改善する可能性の高い方。

要介護 1～5

日常生活の多くの場面で介護を必要とする頻度が高い方。

※ 2 介護区分の目安の詳細は P 13 へ

基本チェックリスト

心身の状態に不安を感じる方



非該当

自立した生活が送れる方。

総合事業の

「一般介護予防事業」

30～31
ページ

※「介護サービス」「介護予防サービス」は利用できません。

事業対象者

生活機能の低下がみられる方。

「介護予防・生活支援サービス」と

総合事業の

「一般介護予防事業」

29～31
ページ

※「介護サービス」「介護予防サービス」は利用できません。

「介護予防サービス」

14～21
ページ

「介護予防・生活支援サービス」

29～30
ページ

総合事業の

「一般介護予防事業」

30～31
ページ

※「介護サービス」「介護予防サービス」は利用できません。



「介護サービス」

14～21
ページ